

【認可保育所と小規模保育事業との違い】

※6/27八尾市子ども・子育て会議 資料2より抜粋

| | | 保育所 | 小規模保育事業 | | |
|-------|------|--|--------------------------------------|--|--|
| | | | A型 | B型 | C型 |
| 職員 | 職員数 | 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 | 保育所の配置基準+1名 | 保育所の配置基準+1名 | 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合5:2) |
| | 資格 | 保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで) | 保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 | 1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施 | 家庭的保育者 *市町村長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 |
| 設備・面積 | 保育室等 | 0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡ | 0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡ | 0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡ | 0歳～2歳児 いずれも1人当たり3.3㎡ |
| 処遇等 | 給食 | 自園調理 調理室 調理員 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 |
| 利用定員 | | 20人以上 | 6～19人 | 6～19人 | 6～10人 経過措置あり |
| 連携施設 | | | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり |

【認可保育所と家庭的保育等との違い】

| | | 保育所 | 家庭的保育事業 | 事業所内保育事業 | 居宅訪問型保育事業 |
|-------|------|--|---|---|---|
| 職員 | 職員数 | 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 | 0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2 | 【定員19名以下の施設】 小規模保育事業A型、 B型の基準と同様 【定員20名以上の施設】 保育所の基準と同様 | 0～2歳児 1:1 |
| | 資格 | 保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで) | 家庭的保育者 (+ 家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 | | 家庭的保育者 * 市町村長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 |
| 設備・面積 | 保育室等 | 0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡ | 0歳～2歳児 9.9㎡以上 (保育する乳幼児が3人を 超える場合は超過人数1人 当たり3.3㎡を加える) | | - |
| 処遇等 | 給食 | 自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員 | 自園調理(連携施設等 からの搬入可) 調理設備 調理員(3名以下の場合、 家庭的保育補助者を置き、 調理を担当すること可) | 自園調理(連携施設等 からの搬入可) 調理設備 調理員 | - |
| 利用定員 | | 20人以上 | 5人以下 | 事業者内保育全体の定員 規模に応じた地域枠を設定 | 1対1が基本 |
| 連携施設 | | | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり | 連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり | 子どもの状況に応じて 連携施設の設定が必要 |